

平成22年（行ウ）第2号

## 証拠申出書

2011年 6月17日

松山地方裁判所 御中

### 記

一、証人 高嶋 (同行、主尋問40分)

1、住所

2、証人の地位

琉球大学名誉教授

3、証すべき事実

原告ら主張事実

4、尋問事項

- ① 子どもにとって適切な教科書とは。
- ② 本件教科書検定意見の違法性。
- ③ 文部科学省のこれまでの検定に関する説明について。
- ④ 今後、適正な採択をするためにはどうすべきか。
- ⑤ その他本件に関する事項。

二、証人 浪本 (同行、主尋問40分)

1、住所

2、証人の地位  
立正大学教授

3、証すべき事実  
原告ら主張事実

4、尋問事項

- ① 学校で使用する教科書を決めるのは誰がふさわしいのかについて。
- ② 教科書の採択権限について。
- ③ 本件の採択はどのような点が問題になるか。
- ④ 今後、適正な採択をするためにはどうすべきか。
- ⑤ その他本件に関する事項。

三、証人 小田 (呼出、主尋問 25分)

1、住所

2、証人の地位  
今治市教育委員会委員長

3、証すべき事実  
原告ら主張事実

4、尋問事項

- ① 2009年4月及び8月の教育委員会における発言について。
- ② 2011年6月14日付の当事者照会について。
- ③ 2009年度の採択における勉強会について
- ④ その他本件に関する事項。

四、証人 高橋 (呼出、主尋問 25分)

1、住所

2、証人の地位

今治市教育委員会教育長

3、証すべき事実

原告ら主張事実

4、尋問事項

- ① 2009年4月及び8月の教育委員会における発言について。
- ② 2011年6月14日付の当事者照会について。
- ③ 2009年度の採択における勉強会について
- ④ その他本件に関する事項。

五、証人 藤井 (呼出、主尋問25分)

1、住所

2、証人の地位

今治市教育委員会委員

3、証すべき事実

原告ら主張事実

4、尋問事項

- ① 2009年4月及び8月の教育委員会における発言について。
- ② 2011年6月14日付の当事者照会について。
- ③ 2009年度の採択における勉強会について
- ④ その他本件に関する事項。

以上